

岩手県告示第325号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 松川

2 指定区間

- (1) 左岸 盛岡市玉山区松内字館13番6地先（赤川合流点）から盛岡市玉山区川崎字向川崎91番2地先（北上川合流点）まで
- (2) 右岸 盛岡市玉山区松内字築場169番地先（赤川合流点）から盛岡市玉山区川崎字上川崎7番27地先（北上川合流点）まで